

議案第5号 交野市都市計画税審議会条例の制定について

議案書15P～17P

1. 条例制定の目的

市長からの諮問に応じ、地方税法第702条の規定に基づく都市計画税の課税対象範囲等に係る事項について、調査・審議する機関として都市計画税審議会を設置する。

2. 条例の主な内容

主 な 内 容	
第2条（所掌事務）	・ 審議会は、市長の諮問に応じ、地方税法（昭和25年法律第226号）第702条の規定に基づく都市計画税の賦課等について調査及び審議する。
第3条（組織）	・ 審議会は、委員5人以内で組織する。 ・ 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
第5条（会議）	・ 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。 ・ 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は審議会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3. 施行日

条例の施行日は、公布の日とする。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

	議案の 件 名	議案第5号 交野市都市計画税審議会条例の制定について		政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他 ()
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、都市計画税の賦課等について調査・審議を行うため、交野市都市計画税審議会を設置する。	北河内各市においては、都市計画税に係る審議会を設置している自治体は無し				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
169					169
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
税負担の均衡を図り公平な税制度の運営のために、都市計画税の課税範囲等を見直すに当たり、識見を有する者により構成される審議会において、調査・審議いただくため。	都市計画税の課税範囲等を見直しにより、税負担の均衡を図ることができ、公平な税制度の運営に資することにつながる				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和5年7月、経営会議を開催し、課税範囲の見直し案を検討 令和5年8月、市議会全員協議会において、見直し案を報告 令和5年10月号広報紙、市ホームページにおいて、見直し案を市民周知 令和5年12月号から令和6年2月号に渡り、広報紙に都市計画税の説明を連載形式で掲載 令和6年1月に、市民説明会を4回開催し、市民意見の聴取を実施	目 標	-			
	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	分 野 ・ 方 針	効率的・効果的な行政運営		
		施 策	その他		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計 画 名 称				
	策 定 年 度				
	計 画 期 間				
〈市民参加の状況〉					
<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
令和6年1月に、市民説明会を4回開催し、市民意見の聴取を実施	〈政策等の実施時期〉		公布の日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	市民部	税務室	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （条例概要）		